

2020 年 12 月 9 日

日本共産党熊本県委員会
委員長 松岡 勝

1、はじめに・・・自己責任論を押し付ける新自由主義路線を突き進む国の政治から県民の命と暮らしを守り、県民が主人公の新しい熊本県政の発展を

新しく発足した菅政権は、「自助・共助・公助」なるスローガンを政治理念として掲げています。しかし新型コロナウイルス感染症の拡大、未曾有の大規模災害の発生など、個々人の努力だけではどうにもならないような事態に見舞われている状況下で、自己責任論を押し付け政治の役割を後回しにするような姿勢では、住民のいのちと暮らしを守ることはできません。

菅政権による日本学術会議の任命拒否問題は、憲法 23 条で保障された学問の自由を脅かし、日本学術会議法にも反する、違憲・違法の暴挙です。これは任命拒否された 6 人だけの問題ではなく、学問の自由と国民の権利の侵害であり、すべての国民にとっての重大問題です。任命拒否を撤回し、憲法と法に基づいて学問の自由と国民の権利を保障する立場に立つよう、政府に強く声を上げていくことが求められます。

国がこうした危険な政治を推し進めている時だけに、私達日本共産党は、国の悪政から県民を守る防波堤としての役割をぜひ熊本県が発揮し、県民生活を守る県政を推進されるよう願うものです。

コロナ禍や温暖化、環境汚染、大規模自然災害の発生など、巨額の財源を必要とするような事態は今後も起こりうることです。これまでのような右肩上がりの経済成長を前提とした外需依存・呼び込み型経済政策というものは、もはや見直しが求められています。県民のいのちと暮らしを守ることを最優先に、内需と家計を守り、経済を持続可能にする政策を推進することがいま必要です。

いま国際社会は、様々な差別や偏見、対立と分断を乗り越え、一人ひとりが大切にされ、誰もが自分らしく生きられる社会づくりをめざそうという世論と運動が広がっています。熊本県としても、多様な人々の人権を尊重し、ジェンダー平等の社会を実現するという視点を県政施策のあらゆる分野において貫き、推進をはかる体制を構築することが求められます。

日本共産党は、これからの政治のあり方としては、経済効率のみを優先する立場ではなく、人間のケア、雇用、教育、食料、エネルギー、文化・芸術など、人間が生きていくために必要不可欠のものを最優先する政治に切り替えていくことが必要だと考えます。そうしてこそ、人々の間に分断を持ち込む自己責任の押し付けでなく、人々が支えあう社会、連帯を大切にする社会が構築され、それは感染症や様々な自然災害に強い社会を作ることにつながると確信します。

このような立場から、2021 年度の県予算編成に対し要望・提言するものです。

2、緊急要望

(来年度予算編成を待たず、いま直ちに対応が必要だと考える課題)

(1) コロナ禍から県民のいのちと暮らしを守る緊急対応を

- ・ 大規模・集中的検査を大方針にすえ、クラスターが発生すれば多大な影響が出る医療機関、介護・福祉施設、保育園・幼稚園、学校、学童クラブなどでの定期的な検査など、徹底したPCR検査の実施で陽性を保護し、感染拡大を抑えること。
- ・ 保健所の体制強化とトレーサーの確保により、検査・保護・追跡を一体に推進し、感染拡大を抑止すること。
- ・ 減収補填など医療機関を支える支援を強化すること。
- ・ 「Go Toトラベル」を中止し、地域ごとに観光・宿泊業者を支援する制度に切り替えるよう政府に求めること。
- ・ コロナによって売上げが急減している事業者、法人、個人の救済が喫緊の課題となっている。給付金制度の柔軟な運用と申請期限の延長など継続的支援を国に求めるとともに、県独自の支援策の追加・拡充を行なうこと。
- ・ コロナによる生活困窮者への支援策の拡充を国に求めること。生活福祉資金の特例貸し付け、住居確保給付金、生活保護制度など利用しやすいものに改善・拡充すること。低所得一人親世帯への給付金など緊急支援を実施すること。苦境に直面している学生への緊急給付の再実施、学費免除などの対応を国に求めること。
- ・ 過密状態となっている学級について、少人数の学級編成に改善するなど、過密状態を解消する手立てを緊急に講じること。

(2) 水害被災者の生活再建支援

- ・ 災害救助法を改善し、生活物資の支給を拡充するよう国に求めること。ストーブ、電気毛布など防寒対策、熱中症対策に必要な家電については生活必需品の支給対象にすること。また支給適用期間を延長すること。
- ・ 最大300万円の上限を当面500万円に引き上げる事など、生活再建支援金の拡充、上乗せをおこなうこと。
- ・ 被害の判定を面的にとらえ、機械的でなく被害の実態に即した判定をおこなうよう徹底すること。
- ・ 避難所の食事改善。温かい食事の提供や栄養のバランスが取れた食事の提供を。
- ・ 避難者の要望、実情を考慮しないまま、避難所の集約や閉鎖を強引に、一方的に進めないこと。
- ・ 仮設住宅の入居期限延長と入居スペースの拡充を。
- ・ 自治体と連携して仮設住宅や在宅被災者のコミュニティ形成を促進すること。安否や健康状態を定期的に掌握し、医療や介護機関との連携で被災者の暮らしを守ること。
- ・ JR肥薩線、球磨川鉄道の早期復旧へ、国への要望を強めること。
- ・ 民地の急傾斜地崩落対策事業には地権者の同意、受益者負担がともなうが、これでは必要な事業が進まない危険性がある。受益者負担をなくすこと。
- ・ 事業者等の経営再建に向けて

なりわい再建支援補助金の申請期限を延長し、手続きを簡素化するよう国に求めること。

- ・補助額から保険金、消費税を差し引くことをせず、全額支給すること。
定額補助金の要件のうち、熊本地震による影響という要件を除外し、「コロナ」「水害」の2要件で申請できるようにすること。
- ・持続化補助金を追加公募すること。

(3) 球磨川の治水対策と地域の再建、立野ダムについて

- ・豪雨災害で犠牲になった方々の状況を検証し、原因と対策を直ちに講じること。とくに人吉市地区においては、支流の氾濫により犠牲が生じたことが明らかにされていることから、真実と責任をあいまいにせず明らかにし、市民にも公表し、二度と犠牲を生まないための対策を講じることが必要である。
- ・川辺川ダム容認表明は撤回し、流域の校区、町内、自治体ごとの「住民の皆様のご意見・ご提案をお聞きする会」を開き、あらためて水害被害者、流域住民の声・要望を直接聞く機会を設けること。
- ・ピーク流量の科学的検証、市房ダムの緊急放流、川辺川ダム（建設されていた場合）緊急放流、瀬戸石ダムと上下流被害の関連、避難勧告・指示の周知などソフト面の対応などの検証がなされないまま川辺川ダム建設に進めば大きな禍根を残すことになる。「7・4球磨川豪雨水害」の検証をあらためてやり直すこと。
- ・流水型（穴あき）川辺川ダム建設は、特定多目的ダム法に基づく川辺川ダム計画の廃止、漁業補償交渉、環境アセスメント、設計、工事などで10年以上かかる見込みと指摘されている。加えて、「ダムによる洪水調節」を計算に入れることで、下流の堤防高、河床、川幅などはそれを見込んで低い流量に抑えられる。10年以上も下流の住民と地域を洪水被害にさらすことになる。こうしたことは許されない。ダムによる水位低減を前提とせず、今回記録した水位を踏まえて道路、堤防、宅地、鉄道、橋脚のかさ上げをおこなうべきである。
- ・穴あきダムも貯留型と同様、想定以上の雨が降れば洪水調節機能を喪失する危険があることには変わりがない。こうした危険性について住民にきちんと情報提供すること。土砂の堆積や生態系への影響など環境への負荷について科学的・客観的に検証すべきである。
- ・堤防かさ上げ、河道の浚渫・掘削、田んぼダム、事前避難の徹底などのソフト対策等の治水対策に速やかに着手し、安全度を飛躍的に高める事。
- ・がけ崩れや土砂流入等、宅地復旧工事について住民負担の軽減・解消をはかること。
- ・堆積土砂によって球磨川の水位を上昇させ、洪水被害を引き起こしている瀬戸石ダムを撤去すること。
- ・立野ダムについては、過去の洪水を基準にした計画そのもの見直すべきであり工事を中止すること。流域治水協議会メンバーに、住民代表、学識経験者などを加え、「立野ダム事業検証」の14の治水案をあらためて検証すること。

(4) ジェンダー平等社会をめざす取り組みは、コロナ禍で急務

- ・コロナ禍のもとで女性の自殺者が急増している。命を守るための相談体制を緊急に拡充・強化すること。
- ・一人親家庭では、家事や育児、仕事を一人で抱えており、コロナ禍のもとで家計が苦しくなっている。支援や相談体制の強化をはかること。
- ・DVや虐待、性犯罪・性暴力の相談件数が増加している。従来の延長にとどまらない相談体制やシェルターの整備が急務である。

3、2021年度の県予算編成に対する重点要望

I、新型コロナウイルス感染症対策…「検査・保護・追跡」の抜本的強化で感染の爆発的拡大をなんとかしても抑止するとともに、県民の命と健康、事業者の経営、労働者の雇用を守る対策の強化を

①PCR等検査の拡充について

- ・「大規模・地域集中的検査」「社会的検査」を大方針にすえ、一日一万人以上の規模の検査を想定し、検査体制の構築をはかること。
- ・感染急増地(ホットスポット)となるリスクのあるところでは、「点と線の検査」にとどまらず、無症状の感染者を把握・保護するための「面の検査」を行なうこと。
- ・医療機関、介護・福祉施設、保育園・幼稚園、学校、学童クラブなど、クラスターが発生すれば多大な影響が出る施設等に、定期的な「社会的検査」を実施し、感染拡大を事前に防止すること。
- ・「面の検査」「社会的検査」推進のための費用を国が負担するよう求めること。
- ・感染追跡を専門におこなうトレーサーを確保し、保健所の体制を抜本的に強化すること。
- ・検査結果判明までの時間をスピードアップさせるための体制拡充を進めること。
- ・すべての新規入院患者を対象に、入院前に無料でPCR検査を実施すること。
- ・大学での学びと交流を安全に実施できるよう、PCR検査や消毒、換気設備の設置など大学等の感染症対策に必要な財政支援を行なうこと。

②新型コロナ対策に奔走する事業所への支援強化について

- ・医療機関や介護事業所等、コロナによる減収分の補てんを行なう制度の創設を国に求めること。
- ・緊急包括支援金が直ちに医療現場に届くよう、対応を強化すること。
- ・削減・抑制されてきた診療報酬の増額を国に求め、地域医療を支える医療機関への公的支援、医師・看護師の抜本的増員を求めること。
- ・地方創生臨時交付金、緊急包括支援交付金など活用し、医療機関や従事者、介護施設・事業所等への支援、障がい者事業所等への支援を拡充すること。
- ・地域医療構想による公立・公的病院の統廃合・病床削減を中止するよう国に求めること。
- ・県の事業継続支援金制度を延長し、支援金額も拡充すること。
- ・経営困難な中小業者には、19年度と20年度分の消費税の納税を免除すること。
- ・感染急増地域も含めた全国一律の「Go To」キャンペーンを見直し、地域ごとに飲食業者観光業に支援が届くやり方に改めるよう国に求めること。
- ・地方創生臨時交付金の追加増額支給を国に求めること。

- ・ 持続化給付金を全農家に知らせ、ただでさえギリギリの状況で頑張っている農家が、営農をあきらめず継続への意欲を持てるよう支援することが必要である。ところが、違法でないにもかかわらず「コロナの影響を受けていない農家の不正申請があるのではないか」とやり玉にあげられたために、農家や農協関係者が申請をためらう事態が懸念されている。政府も思い切った給付金の活用を提起しており、正しくない情報を払拭する周知徹底に努めること。
- ・ 高収益作物次期策支援交付金の見直しを撤回し、当初通り実施するよう国に求めること。
- ・ 文化芸術活動の継続支援事業は、新たな事業を行なうことが前提で、そのための自己資金を用意しないと申請できないなどの問題がある。使い勝手の良い制度に改善するよう国に求めること。

③ コロナ禍で苦しむ県民の苦難軽減をはかること

- ・ 消費税を緊急に5%に引き下げるよう国に求めること。
- ・ 国と連携し、解雇・雇い止めを未然に防ぐ取り組みに全力をあげることが必要である。違法・脱法の退職勧奨や家族の事情を無視した広域配転、労働者への人権侵害を厳しく取り締まること。
- ・ 雇用調整助成金、休業支援金、持続化給付金、家賃支援給付金などを必要な人に速やかに支給すること。そのために、対象となる事業者、労働者への周知徹底、提出書類や手続きの簡素化、事前審査から事後チェックへの転換、申請者の立場に立った相談など、速やかな審査と支給ができる体制にすること。
- ・ 家賃支給給付金から、賃貸契約書などが提出できない事業者が排除されたり、休業支援金で、シフト制の労働者などが除外されている状況を直ちに改め、家賃支払いや休業の実態に即した支援を行なうこと。納税しているにもかかわらず持続化給付金・家賃支援ともに排除されている「みなし法人」を支援対象にすること。
- ・ 生活福祉資金の特例貸付について、申請を窓口で受け付けない事態が生じている。運用を改め広く救済をはかるとともに、特例貸付の期間延長を国に求めること。
- ・ 生活保護の申請は国民の権利であることを改めて周知徹底するとともに、申請者や受給者の増大に対応できるよう、ケースワーカーなどの増員を図ること。
- ・ 国民健康保険の減免措置、傷病手当金について住民に周知徹底をはかるとともに、対象をフリーランス等にも拡大すること。
- ・ 感染者や医療従事者、その家族などに心無い中傷を投げつける風潮があることを軽視してはならない。感染の疑いがある人が名乗り出ることをためらわせるなど、感染防止を阻害する要因となる。熊本県として、差別・バッシングを許さないメッセージを強力に発信すること。
- ・ 学生への生活支援のための給付金を創設するなど、経済的支援を緊急に抜本的に拡充すること。
- ・ 大学や専門学校の授業料を国の責任で一律半額免除できるよう求めること。

II、7・4豪雨災害からの復旧・復興。被災者本位の再建支援に全力を

① 被災者の生活再建支援

- ・ 災害救助法を改善し、生活物資の支給を拡充するよう国に求めること。ストーブ、

電気毛布など防寒対策、熱中症対策に必要な家電については生活必需品の支給対象にすること。また支給適用期間を延長すること。

- ・ 最大 300 万円の上限を当面 500 万円に引き上げる事など、生活再建支援金の拡充、上乘せをおこなうこと。
- ・ 被害の判定を面的にとらえ、機械的でなく被害の実態に即した判定をおこなうよう徹底すること。
- ・ 避難所の食事改善。温かい食事の提供や栄養のバランスが取れた食事の提供を。
- ・ 避難者の要望、実情を考慮しないまま、避難所の集約や閉鎖を強引に、一方的に進めないこと。
- ・ 仮設住宅の入居期限延長と入居スペースの拡充を。
- ・ 自治体と連携して仮設住宅や在宅被災者のコミュニティ形成を促進すること。安否や健康状態を定期的に掌握し、医療や介護機関との連携で被災者の暮らしを守ること。
- ・ JR 肥薩線、球磨川鉄道の早期復旧へ、国への要望を強めること。
- ・ 民地の急傾斜地崩落対策事業には地権者の同意、受益者負担がともなうが、これでは必要な事業が進まない危険性がある。受益者負担をなくすこと。

②事業者等の経営再建に向けて

- ・ なりわい再建支援補助金の申請期限を延長し、手続きを簡素化するよう国に求めること。
- ・ 補助額から保険金、消費税を差し引くことをせず、全額支給すること。
- ・ 定額補助金の要件のうち、熊本地震による影響という要件を除外し、「コロナ」「水害」の2要件で申請できるようにすること。
- ・ 持続化補助金を追加公募すること。
- ・

4、各部ごとの要求事項

(1) 総務部、知事公室

- ・ 昨年の「予算編成への要望」において、防災対策について以下のように指摘していた。『改正水防法の趣旨を踏まえ、高齢者や障がい者らが入る施設に避難計画の策定、訓練が義務付けられることとなった。すべての施設において計画策定や訓練が実施されるよう県として必要な指導・援助を強めること。浸水想定区域が設定されていない中小河川でも、過去の大雨による浸水状況を住民らに周知するなど万一に備えた対応の徹底をはかること』、『事前防災行動計画（タイムライン）を、県が管理する河川において速やかに策定すること。すでに策定したとされている河川流域においても内容の改善・充実を常に図ること』。7・4 豪雨災害において、高齢者施設で多くの犠牲が生じてしまった事は痛恨の極みである。あらためて上記の内容について取り組みの強化を求めるものである。
- ・ 住民の生命・安全・財産を守る防災計画を、気候変動の現状を踏まえて見直し、強化すること。
- ・ 熊本地震の復興基金を積み増しし、今後も引き続き市町村が主体的に基金による事業を実施できるよう、市町村本位の運用に改善すること。
- ・ 球磨川豪雨災害の復興基金を増額し、その使い道は被災市町村の裁量で主体的に運用で

きる制度にすること。

- ・ 市町村からの支援職員派遣要請に迅速に応じること。また県職員は正規を基本に必要な・十分な配置を進めること。
- ・ 地域の防災力を強化することが急務であり、地域防災組織への財政的・技術的支援を強化すること。
- ・ 核兵器禁止条約への賛同を表明すること。条約への賛同・批准することを日本政府に求めること。非核自治体宣言を行なっている熊本県として核兵器廃絶を求める取り組みに積極的役割を果たすこと。
- ・ 県・市町村は学校卒業予定者の名簿を自衛隊に情報提供しないこと。
- ・ 菅政権はマイナンバーと国家資格や銀行口座などひもづけし、さらに運転免許証との一体化など、マイナンバーの普及拡大に執念を燃やしている。政府は全国の知事や市区町村長あてにマイナンバーカード交付窓口の拡充を求める書簡を送っているが、健康保険証とマイナンバーカードの統合には、情報漏えいや悪用など国民にとって多くのリスクを伴う。また医療機関は新たな負担を余儀なくされる。強引なマイナカードの普及をやめるよう政府に求めること。
- ・ 私学助成を増額すること。私立高校の授業料免除の所得要件を引き上げること。
- ・ 私立高校授業料の無償化、施設整備費の保護者負担軽減へ、支援を強化すること。
- ・ 滞納を理由に強権的な徴収、違法な差し押さえをしないこと。
- ・ 民族差別をあおるようなヘイトスピーチの根絶に県も積極的に乗り出すこと。
- ・ 障がい者、高齢者など、外出が困難な有権者の投票行動を制約させることがないように、投票環境の改善を進めること。投票所の増設を図ること。
- ・ 道州制・州都構想を見直し、地方自治・住民自治を尊重した県政運営に徹すること。
- ・ 消費税率を引き下げよう政府に求めること。
- ・ 女性の幹部登用を増やすこと。

(2) 企画振興部

- ・ 大空港構想は、右肩上がりに外国人観光客をはじめ空港利用者が増加していくことを前提としたものであり、コロナ感染症拡大という事態を受け、否が応でも構想の見直しを余儀なくされている。地域循環型経済への転換をはかり、地域に密着した経済活動の発展をはかるべきである。
- ・ 熊本空港アクセス鉄道について、事業費が当初の見積もりよりも膨張することなどから、「いったん立ち止まる」ことを表明した。関係予算も含めて凍結し、コロナや災害対策に予算を回すべきである。
- ・ 地域振興策は呼び込み型偏重ではなく、地場産業・地元企業への支援を強めること。
- ・ 地元自治体の負担を最大限解消しつつ、肥薩線やくま川鉄道の早期復旧を実現すること。
- ・ 新幹線の騒音対策。県として定期的な調査を実施し、基準値を超える騒音・振動が発生している場合は国、JR九州に直ちに是正するよう求めること。
- ・ 新幹線ホームの無人化推進をやめさせること。
- ・ 車椅子の方が入場・観覧しやすいよう県立劇場ホールなど施設の改善を進めること。
- ・ 被災した個人所有の文化財の保護へ支援を強めること。

(3) 健康福祉部

- ・ 高すぎる国民健康保険税（料）を、協会けんぽ並みの保険料に引き下げるため、一兆円規模の公費負担を国に要望すること。
- ・ 人頭税と同じ均等割、平等割を廃止し、国保税（料）を引き下げるよう国に求めること。
- ・ 被保険者の保険料軽減にあてるための財源として、県独自に一般会計から国保会計への繰り入れを行なうこと。
- ・ 強権的な保険証取り上げや差し押さえをやめること。
- ・ 減らされてきた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額し、保険料・窓口負担の軽減を国に求めること。
- ・ 地域ごとの産科・小児科・救急医療などの体制確保を支援し、安心して医療を受けられる全県的体制を整備すること。
- ・ 必要な医師・看護師を確保し、全地域的に提供体制を整備し、家族の負担に依拠しなくて済むレベルの在宅医療体制を確立すること。
- ・ 重度心身障がい者医療費助成の対象枠を拡大すること。また自治体格差をなくし、すべての自治体で全額助成されるよう改善をはかること。
- ・ 無料低額診療事業が拡充されるよう県としても支援を。
- ・ 介護保険料・利用料の負担を軽減すること。
- ・ 介護報酬を増額し、介護・福祉労働者の労働条件改善をはかること。
- ・ 介護難民の解消のためには、特養ホームの抜本的増設に舵を切るしかない。待機者解消の計画を策定し、特養ホームの抜本的増設をはかること。特養ホーム建設に対し公的に補助すること。
- ・ 一人親、貧困、DV、子どもの非行、犯罪被害など家庭の悩みは多様化、潜在化している。一人で悩まず気軽に相談できるワンストップの相談窓口を設置し、専門的に対応できる人員の増員など対応体制の充実を図ること。
- ・ 児童相談所がその役割を発揮できるよう、専門職員の要請と相談員の増員、相談所の増設など抜本的に拡充すること。
- ・ 認可保育園の増設と待機児童の解消を進めること。
- ・ 幼児教育・保育の完全無償化を国に求めること。
- ・ 子どもの医療費助成制度を国の責任で確立するよう求めるとともに、全国最低水準の乳幼児医療費助成制度を抜本的に拡充し、子どもの医療費を中学3年生まで無料化すること。
- ・ 児童手当を拡充し、現在中学卒業までの支給期間を18歳までに延長することを国に求めること。
- ・ 保育士の賃金の引き上げ、配置基準の改善を進める事。
- ・ 地域若者サポートステーションの設置を増やすこと。
- ・ 誰もが気軽に使えるスポーツ施設の設置、充実を図ること。
- ・ 無年金・低年金の解決に足を踏み出して、最低保障年金制度の導入を国に求めること。
- ・ 熊本地震において、現在応急仮設住宅に入居している被災者の多くは生活弱者であり、日常生活へのきめ細かい支援が求められる。取り残され孤立することがないように、支援の体制を市町村と連携し確保し、被災者の生活環境改善につとめること。
- ・ 様々な病気の予防に大きな効果がある口腔ケアの体制充実へ、歯科、保健所、医療、介

護など関係機関の連携強化を図ること。

- ・ 障がい者の入院給食費、差額ベッド料に対する助成を実施すること。
- ・ 単身者用・家族用の障がい者公営住宅を増やすこと。
- ・ 障がい者が利用できる多機能型スポーツ施設増設とバリアフリー化、指導者・介添え者の配置など促進すること
- ・ 生活保護基準の切り下げを中止し、引き上げるよう国に求めること。
- ・ 生活保護の住宅扶助費の引き上げを求めること。

(4) 環境生活部

- ・ 不知火海沿岸住民の健康被害調査を実施し、水俣病被害の実態や広がりを明らかにすること。
- ・ 水俣病認定審査の際の昭和 52 年判断条件を撤廃し、少なくとも 1993 年の認定義務付訴訟最高裁判決が示した基準に改めること。
- ・ チッソ、JNC に対し、子会社を含め全事業所の存続と全社員の雇用継続に努めるよう指導すること。
- ・ 地下水涵養や汚染対策など、熊本の宝である地下水保全の取り組みが進められているが、将来にわたり安定的に地下水が保全されるためにも、涵養域における一定基準以上の規模の開発行為に関しては地下水への影響調査を義務付けることなど、涵養域の開発行為を抑止する制度を確立すること。
- ・ 原発依存から脱却し、再生可能エネルギーへの転換をはかるよう国に求めること。熊本は風力、地熱、波力、水力、太陽光など豊富な自然エネルギーに恵まれている。新たなエネルギーの開発・普及に力を注ぐこと。
- ・ 気候変動に適応した諸施策の推進を。県民の健康や暮らし、インフラ整備、産業分野など、各部局がそれぞれに温暖化・気候変動に適応した行動計画を早急に策定すること。
- ・ 無秩序で大規模な風力発電設備やソーラーパネル設置、地熱発電が、時には山岳自然を破壊し、環境汚染への懸念を広げている。環境保護や住民の安全健康保護の立場に立った県独自の規制、ルール作りが必要である。
- ・ 災害ゴミからのアスベスト飛散に継続的に注意を払い、また解体に関わる労働者の健康被害防止へ専用マスク着用の徹底など対策を繰り返し呼びかけること。
- ・ 防疫体制の強化。ヒアリなど害虫侵入の防止に万全の体制をとること。
- ・ 同和行政の終結。一般行政の施策に移行すること。部落解放熊本県研究集会に行政、学校関係者を動員することをやめるよう指導すること。
- ・ 動物愛護センターと愛護団体、NPO、地域の住民の協力も得られる仕組みを改善しつつ、譲渡促進、殺処分を根絶すること。
- ・ SOGI、LGBT 対策に積極的に取り組む企業の顕彰をおこなうこと。
- ・ 同姓カップルにも異性カップルが結婚している場合と同等の権利を認める「パートナーシップ条例」を制定し、公営住宅への入居や緊急時の病院での面会などで、親族同様の扱いを受けることを可能にすること。
- ・ 保険適用に性同一性障害を加え、治療のできるクリニックを拡充すること。
- ・ 廃プラスチック対策の強化が求められている。熱回収から脱却するためにはゴミの発生を設計・生産段階から削減することが不可欠である。発生元での削減対策を県としても

積極的に取り組むこと。

- ・ レジ袋の削減、マイバッグの普及促進に努めること。
- ・ 有害物質が混入した安定型処分場や土壌汚染処理施設による環境汚染、産業廃棄物の不法投棄に歯止めをかけるため、徹底した立入検査を県として実施し、違反者への厳格な監督と行政処分を行なうこと。
- ・ 輸入食品への農薬残留、遺伝子組み換え食品の横行など、食の安全・安心を脅かす事態が後を絶たない。食品の検査体制を強化し、安全基準を強めるよう政府に求めること。

(5) 商工労働部

- ・ 小規模事業者持続化補助金の増額・継続を国に求めること。とりわけ「G o T o」キャンペーンから取り残された小規模事業者への支援策を求めること。
- ・ 多重債務者向け貸付事業を拡充すること。貸付限度額の引き上げ、年利の引き下げ、償還期間の延長など。
- ・ 建設業許可申請等での社会保険未加入事業所への加入推奨は、実情に十分配慮し、許認可権限を持つ他省庁への制裁要請はやめること。早急に中小企業に対する社会保険料率引き下げ等の制度改善をはかるよう、国に求めること。
- ・ 社会保険強制適用でない事業者を現場排除しないように指導すること。
- ・ 経営、雇用、技術、金融、法律相談を総合的に受け付ける相談窓口の設置。
- ・ 呼び込み型開発から地場産業育成重視へ経済政策の転換をはかり、経営、雇用拡充への支援を強めること。
- ・ 中小企業・小規模事業者についての信用保証協会の保証は、「責任共有制度」ではなく、100%補償に戻すよう、国に要望すること。
- ・ 所得税法 56 条は家族労働の働き分を認めず、個人の尊厳と両性の平等に反する差別的な税制であり、国に対し、56 条廃止を求めること。
- ・ 地方税の徴収行政について、納税者の権利を守る立場で、営業や生活再建に向けて親身な助言を行なうこと。徴収にあたっては、実情を十分に把握し、営業と生活を困窮させることのないよう配慮すること。納税の猶予、換価の猶予など、納税緩和措置を個別の実情に応じて柔軟に行うこと。
- ・ 住宅リフォーム助成制度を県として創設すること。
- ・ 最低賃金を大幅に引き上げ、時給 1,000 円の実現を。そのために、社会保険料の減免や賃金助成など、中小企業の賃上げに対する支援を行なうこと。最低賃金の地方間格差を是正し、全国一律最低賃金制度に踏み出す制度を作ること。
- ・ 労働者派遣法を抜本改正し、派遣労働は一時的・臨時的なものに限定すること。
- ・ 非正規から正規への流れを作り、同一労働同一賃金、均等待遇を進めること。
- ・ 異常な長時間労働を是正し、サービス残業を根絶すること
- ・ 男女の賃金格差是正、シングルマザーへの経済的支援の拡充、女性の無年金・低年金問題の解消をすすめること。
- ・ 男女がともに仕事と家庭が両立できる人間らしい働き方のルール作りを進めること。子育て期の労働者の時間外労働の免除など。
- ・ 育児休業制度を男女がともに取得できるよう、所得補償の改善、男女賃金格差の是正を図ること。育児休業期間取得により昇進・昇格や賞与・退職金などで不利益な扱いを受

けないようにさせること。

- ・ブラック企業、ブラックバイト根絶に努めること。学生にも労働関係の法令が適用されるよう、労働環境の改善を求めること。
- ・危険な原発から撤退し、再生可能エネルギーに全面的にシフトするよう国に求めること。
- ・九州電力に対し、2030年までに出力ゼロにできるよう、苓北火力発電の段階的廃止を要請すること。

(6) 観光戦略部関係

- ・コロナの影響が長期化しているもとの、苦境に立っている事業者への継続的な支援が必要である。特に地域や業種の実情に合わせて、感染防止対策や、ネットを使うなどの販路開拓、コロナ禍での商品開発、従業員の賃金への助成を始め、事業を継続・維持するための給付金制度を創設することが必要となっている。国に対しても財政支援を要求し、地域事業を支援する制度の拡充をはかること。
- ・感染急増地域も含めた全国一律の「Go To」キャンペーンを見直し、地域ごとに飲食業者観光業に支援が届くやり方に改めるよう国に求めること。

(7) 農林水産関係

- ・国会で成立した改定種苗法は、国に登録された作物の種や苗を農家が自己増殖する場合、許諾料の支払いを求めて事実上禁止するものであり、農業者の権利が奪われ、企業による種苗の支配が強まり、農業の多様性や生産者の創造性を奪うことにつながる。同法を廃止するよう国に求めること。
- ・今年度の米価が下落している。政府備蓄米の買い入れを大幅に増やすよう政府に求めること。
- ・買い入れた備蓄米をコロナ禍で苦しむ学生や子ども食堂などに提供する仕組みを作ること。
- ・水田での非主食用米への転換のため、水田活用交付金や産地交付金を大幅に増やすよう国に求めること。
- ・再生産が可能となる所得を保障するため、戸別所得補償制度の復活を求めること。
- ・際限のない輸入自由化の拡大路線を転換すること。TPPからの離脱を求めること。
- ・価格保証と所得補償の充実で、農業が成り立つ土台を確立すること。
- ・新規就農者への支援を強化し、若者の就農を増やすこと。
- ・地域資源を生かした循環型の農村振興に力を入れること。
- ・政府は「攻めの農業」と称して農林水産物の輸出拡大に力を入れている。個々の産地や農業者などによる輸出拡大の自主努力は尊重されるべきだが、いま力を入れるべきは、安全でおいしい地元の農産物への需要を満たす農業生産、供給体制の拡充である。そこに独自の努力を県として強めていくこと。
- ・有明海再生へ、諫早湾干拓の潮受け堤防開門調査を実施するよう国に求めること。
- ・諫早干拓の調整池に毎年夏に発生する大量のアオコは猛毒を持っており、海に流出した後もその毒素は残り、食物連鎖による人的被害も心配される。研究体制を強め、その調査結果を公表し、必要な対策を講じること。
- ・大蘇ダム事業について、緊急に地元関係者・自治体への説明会および県議会への説明を

農水省に求めること。

- ・ 農地の集積が進み、大規模化が進んでいるとはいえ、農業と農村の多くが、専業や兼業など大小多様な家族経営や、その共同で成り立っていることに変わりはない。今後の担い手対策も、農業の「経営安定対策」や大規模化、法人化を条件にせず、各種補助金も地域に存在する「続けたい、やりたい人（法人を含む）」すべてを対象とすべきである。
- ・ 財界主導の農協「改革」を中止し、農家の共同や農協の自主性・独立性を尊重し、協同組合の原点に立った役割を果たせるよう支援すること
- ・ 被災農業者の営農再開・経営再建へ、農地や農機具・施設の復旧に手厚い支援を行なうこと。
- ・ 森林整備は、防災の観点からも早急な対策が求められている。近年急増している記録的豪雨はいつどこで発生してもおかしくない。人工林が多く存在する地域など、災害危険個所について国とともに総力をあげて治山対策にとりくむこと。
- ・ 民間所有の森林の植栽・下刈、間伐等の造林事業に助成をすること。
- ・ 鳥獣等による農作物被害が拡大し、営農意欲の減退につながっている。狩猟者の育成・確保、被害防止策の拡充をすすめること。中長期的には、緩衝帯となる農地や山村の復旧・再生が必要である。被害対策に取り組んでいる現場を支援する施策と予算の充実を図ること。

(8) 土木部

- ・ 大規模な災害が全国で相次いで発生している。従来の延長線上でない防災・減災対策の抜本的な強化が求められている。この元で公共事業を、これまでのように大型開発・新規事業優先ですすめていいのかが問われている。安全・安心の防災・減災対策、老朽化対策を公共事業の基本に据える抜本的な改革が必要である。
- ・ 河川改修、生活道路改善、老朽化した公共施設の拡充と改修など、維持・管理費の増額をはかること。
- ・ すべての県管理の河川について河川整備計画を策定すること。ダムによらない総合流域治水の立場で、気候変動を念頭に置いた河川改修を進める事。
- ・ 立野ダムの建設を中止し、堤防強化や河床掘削、田んぼダムなど、ダムによらない総合流域治水策を進める事。
- ・ 耐震補強工事への助成をおこなうこと。
- ・ 急傾斜危険地域の対策事業、造成地滑動、液状化予防などの防災事業について、受益者負担をなくすよう国に求めること。
- ・ 排水管、浄化槽などの破損に対しても宅地復旧と同様に支援対象とすること。また地震により地下水、井戸水の出方が変わった所についても、そのことにより余儀なくされた対策工事について支援すること。
- ・ 公契約条例を制定し、下請け企業や労働者の権利を守るルール作りを進めること。
- ・ 私道、里道の復旧を支援する制度をつくること。
- ・ 災害関連には改良復旧が柔軟に適用されるよう国に改善を求めること。
- ・ 県営住宅の数を増やすとともに老朽化した施設の補修改修を進めること。
- ・ 県営住宅の承継要件を緩和し、親子でも承継できるようにすること。
- ・ 県管理漁港の維持管理、必要な改修を地元漁民、住民の要望に沿って進めること。

- ・ 海岸線上の堤防を総点検し、高潮、洪水時にでも安全な堤防の高さを確保すること。
- ・ 工事下請け業者への賃金不払いなどの紛争や民間同士のトラブルについて相談窓口を作り、解決を後押しすること。外国人実習生に対しても相談窓口の存在を周知すること。
- ・ 有明海、八代海の浅海化・土砂の堆積が深刻な状況となっている。国とも共同して環境復元をはかること。

(9) 教育委員会

- ・ 正規職員を配置して少人数学級の導入を広げること。
- ・ 教職員の勤務実態を調査し、公表すること。
- ・ 教員不足が深刻化している。定員を増やし、全小中学校に英語専科教員を配置すること。
- ・ 県が小・中学校で実施している学力調査『ゆうチャレンジ』を廃止すること。
- ・ 学童保育の経費を支援し、保護者の負担軽減と支援員の待遇改善・増員をはかること。
- ・ 発達障害、不登校児童・生徒の受け皿体制充実へ、相談窓口の充実や専門員の配置、フリースクールの増設や発達障がい児を受け入れる施設の拡充を進めること。スクールソーシャルワーカーの配置を拡充すること。教員外の専門職は非常勤ではなく、常勤とすること。
- ・ 小中学校の教育費負担を解消すること。給食費、副教材、修学旅行積立金など義務教育期間中の教育費の父母負担をなくすこと。
- ・ 特別支援学校の寄宿舎は、仲間と暮らしを共にすることで人とかかわる力を培い、生活技術が身につく貴重な場となり、障がい児の自立を支援するものとなる。県立の支援学校に寄宿舎を設置し、指導員を配置すること。
- ・ 兼任や複数校かけもちでなく、全小中学校の図書室に司書を配置すること。
- ・ 様々な理由で義務教育を終えていない人や外国人国籍の人、不登校の生徒などを受け入れ、義務教育課程を学べる夜間中学を設置すること。
- ・ 道徳授業は教科化になじまない。国に対し反対の意見をあげること。
- ・ 学校給食の無償化を実現させること。自校方式、地産地消、直営方式を進め、学校栄養職員・栄養教諭を一校に一人配置すること。
- ・ 就学援助金を拡充すること。支給対象の拡充や利用しやすい制度への改善に努めること。
- ・ 子ども食堂や見守り隊など、子ども支援グループへの支援をつよめること。
- ・ P T Aは任意加入の組織であるにもかかわらず、県立高校などではエアコン電気代をP T Aに請求し、しかも高額な徴収を行なっている場合がある。教育環境維持のために必要とする経費は基本的に学校側が負担すべきであるが、保護者・生徒に負担を求める場合に基本的な考え方を示したガイドラインを県として策定すべきである。
- ・ 同和に偏重した人権教育をみなおすこと。熊本県こども人権フェスティバルを中止すること。同和加配をやめ、教師の多忙化解消のためにこそ教職員数の増加を図ること。
- ・ 定時制、通信制学校の運営費を増額すること。定時制学校での給食を実施すること。
- ・ 人権侵害と暴力であるいじめの放置・隠蔽が、学校における「安全配慮義務」違反に当たれることを明確にし、学校現場に徹底すること。
- ・ 保健室の先生の複数配置などいじめ対策の予算措置を拡充すること。
- ・ 子ども達にひらかれた児童相談窓口の拡充を図ること。
- ・ 不登校の子どもらを受け入れている民間・ボランティアのフリースクールや学習支援組

織への支援を拡充すること。

- ・ 放課後デイの事業所に対する支援を拡充すること。
- ・ 子どもたちの生活圏内に安全で安心して遊べる公園や児童館、プレイパーク、青少年が楽しめる広場や体育館の確保・増設を進めること。
- ・ 通学路の安全対策。通学路の安全確保、車の台数・速度制限のための措置を図ること。

(10) 警察

- ・ 盗聴法、共謀罪法、代用監獄の廃止など、えん罪を広げる危険な仕組みを廃止するよう国に求めること。
- ・ 信号機設置、消えた横断歩道ラインの線引き等、地元要望に迅速にこたえられるよう予算を増額すること。
- ・ 要望が寄せられた箇所について速やかに音声信号機が設置されるよう予算増額をはかること。
- ・ 性犯罪に関する被害者支援、二次被害の防止などのトータルな対策、加害者教育、再発防止策など被害者、支援者、専門家も含めて引き続き改革への検討を進める事が必要であり、性暴力・性犯罪を許さない世論と社会の構築へ、県としても啓発活動など取り組みを強める事。
- ・ テロや無差別殺傷事件などに多くの人々が不安を感じている。治安に対する国民の不安を解消し安全確保に力を尽くすよう、警察の体質改善をはかること。住民からの不安の声、通報等に迅速に対応できるよう適性に配置を見直すこと。
- ・ 市民とメディアの知る権利を侵害する特定秘密保護法の見直し、廃止を国に求めること。
- ・ 朝鮮や韓国人、中国人など、マイノリティー集団に対するヘイトスピーチの規制を強化すること。
- ・ 犯罪被害者の個人の尊厳、幸福追求の権利を保障し、国家補償や精神的なケアの充実をはかること。

以 上